

ID: 1776

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第34条		
法令番号	平成27年法律第53号		
【根拠条文】 (建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し) 第34条 所管行政庁は、認定建築主が前条の規定による命令に違反したときは、第30条第1項の認定を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日